

様式第4（第2条関係）

指定障害福祉サービス事業
 指定一般相談支援事業
 指定特定相談支援事業
 指定障害児相談支援事業

廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の職名及び氏名

次のとおり、指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業を廃止（休止、再開）したので、総合支援法第46条、総合支援法第51条の25、児童福祉法第24条の32の規定により届け出ます。

廃止（休止、再開）する事業所	事業所番号	
	名称 所在地 サービスの種類	
廃止（休止、再開）の年月日	年 月 日	
廃止（休止）する理由		
現に指定障害福祉サービス、指定一般相談支援、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置（廃止又は休止する場合のみ）		
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

- 注 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。
- 2 再開の日から10日以内に届け出ること。
- 3 廃止、休止の日の1月前までに届け出ること。